

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年3月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200142 号

厚生局事案番号 : 東北(国) 第 2200004 号

第1 結論

昭和 58 年 1 月から昭和 63 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 1 月から昭和 63 年 9 月まで

請求期間について、私が A 市から B 市の実家に戻り、自営業を開業した昭和 58 年頃に父親が私の国民年金の加入手続を B 市役所で行い、毎年 4 月又は 5 月頃に 1 年分の国民年金保険料納付書が郵送されたので、請求期間の国民年金保険料は毎年 1 年分をまとめて同市役所旧本庁内にあった C 銀行で私が納付した。健康保険は父親の扶養家族となっていたが、自営業をしていたため毎年 2 月に所得税の確定申告をしていた。国民年金保険料領収書及び確定申告書控は処分して保管していないが、請求期間の国民年金保険料を納付したので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自営業を開業した昭和 58 年頃に請求者の父親が請求期間に係る請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は請求者自身が納付した旨陳述しているところ、請求期間に係る請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは平成 4 年 7 月 16 日であり、当該取得に係る加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後に国民年金被保険者資格を取得した者のオンライン記録及びオンライン記録により確認できる請求者に係る国民年金被保険者資格取得の処理年月日から、平成 5 年 4 月から同年 5 月 19 日までの間に B 市において行われたと推認できる。

さらに、請求者に係るB市の電子データ及び請求者が婚姻後に居住したD町（現在は、B市D町）が作成した国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求者に係る最初の国民年金被保険者資格の取得年月日は、いずれも平成4年7月16日でありオンライン記録と一致していることが確認できる。

一方、請求者が平成4年7月16日に国民年金被保険者資格を取得した国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性も考えられるが、年金情報総合管理・照合システムによる国民年金払出簿の検索及びオンラインシステムによる請求者の旧姓を含む氏名での検索を行った結果、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

したがって、請求期間は、B市、D町及びオンラインの記録上、国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間の収入については毎年、所得税の確定申告を行った旨陳述しているところ、請求期間当時の住所地を管轄する税務署の担当者は、保存期間経過のため請求期間に係る所得税の確定申告書を保存していない旨陳述している上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとするC銀行は、保存期間経過のため請求期間に係る国民年金保険料の金融機関控を保存していない旨回答していることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。